

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
5月20日
(火曜日)

目 次

○規則	山口県恩給給与細則の一部を改正する規則（給与厚生課）……………	一
○告示	山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則（給与厚生課）……………	一
○告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………	一
	生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………	三
	生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………	三
	生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……………	三
	保安林の指定（山口市）（森林整備課）……………	四
○公告	土地改良事業の工事の完了（農村整備課）……………	四
	国営緊急農地再編整備事業（南周防地区伊陸中央第二換地区）の換地処分（農村整備課）……………	五
○公安委告示	警備員指導教育責任者講習の実施……………	五

山口県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十四号

山口県恩給給与細則の一部を改正する規則

山口県恩給給与細則（昭和三十二年山口県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記第二十九号様式中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑、懲役若しくは禁錮」に、「禁錮以上」を「拘禁刑又は禁錮以上」に改める。

別記第三十二号様式中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑、懲役又は禁錮」に改める。別記第六十号様式及び別記第六十一号様式中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑、懲役又は禁錮」に改める。

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十五号

山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

山口県吏員恩給条例施行規則（昭和三十二年山口県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第二十七号様式中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑、懲役若しくは禁錮」に、「禁錮以上」を「拘禁刑又は禁錮以上」に改める。

別記第三十号様式中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑、懲役又は禁錮」に改める。別記第五十九号様式及び別記第六十号様式中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑、懲役又は禁錮」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

山口県告示第百六十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定に基

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年五月二十日から同年六月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 UBE株式会社

住所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 UBE株式会社宇部ケミカル工場西地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設、水洗施設、遠心分離機、静置分離器及び廃ガス洗浄施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設、同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設

四 変更しようとする事項の内容

排水水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水口		項目		排水水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	通常	最大		
〃	〃	七	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃	〃
〃	〃	九、六	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃	〃
〃	〃	二・五	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃	〃
〃	〃	五	鉍油類 (mg/l)	〃	〃	〃
〃	〃	二・五	窒素	〃	〃	〃
〃	〃	一・一	リン	〃	〃	〃
〃	〃	四	排水の一日当たりの量 (m ³)	〃	〃	〃
〃	〃	〇・〇五	通常	〃	〃	〃
〃	〃	〇・一	最大	〃	〃	〃
〃	〃	一、三六九・二	通常	〃	〃	〃
〃	〃	六、五六七・二	最大	〃	〃	〃

No. 13 排水口		No. 5 排水口		No. 3 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
七	七	〃	七・五	〃	七・六
八	六	〃	〃	〃	〃
二〇	二〇	一一・四	一一・五	〃	一五・九
四〇	四〇	〃	四五	〃	四四
一五	一五	〃	五・九	〃	一六
四〇	四〇	〃	〃	〃	〃
二	二	〃	一	〃	一・五
一〇	一〇	〃	五	〃	一一・五
二〇	二〇	〃	五〇	〃	五三
二	二	〃	〇・〇五	〃	〇・一四
四	四	〃	〃	〃	〇・三
八八	八八	九、五四七・八一〇、二六二・六	九、五三八・八一〇、二五一・六	四一、五四六・七四五、二四五・九	四一、四一六・七四五、〇八四・九

山口県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
ながしま医院		防府市千日二丁目四番三号	令和七、	三、四
村山歯科クリニック		岩国市平田二丁目三七番一号	〃	二、二八
ひらお薬局		熊毛郡平生町大字平生村二〇九の	〃	〃 二〇
訪問看護ステーション白鳥		宇部市南小羽山町一丁目八番一六	〃	三、三一

山口県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

村山歯科クリニック 岩国市平田二丁目三七番一号 令和七、 三、 一

指定訪問看護事業者等 訪問看護ステーション等の 主たる事務所の所在地 指定年月日

医療法人愛命会 光市島田五丁目 三番一号 指定訪問看護ステーション大田 光市島田五丁目 八番二〇号 令和七、 四、 一

山口県告示第百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者の名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業の種類	廃止年月日
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	種類	年月日

社会福祉法人 山口市上野小
 山口市社会福 路八九の一
 社協議会 訪問介護 令和七、
 所 訪問介護事業 三、三二

有限会社小串 須恵三八九四
 機械製作所 訪問看護ス
 の一〇 鳥 テーシヨン白 宇部市南小羽 訪問看
 番一六号 山町一丁目八 護

社会福祉法人 萩市大字椿三
 萩市社会福祉 四六〇の二
 事業団 萩市無田ヶ原 萩市大字椿東 通所介
 スセンターお 三三四三の一 護

居宅介護支援事業者
 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地
 名称 居宅介護支援事業所の所在地
 廃止年月日

社会福祉法人山 山口市上野小路 山口市社会福祉 山口市小郡下郷 令和七、
 口市社会福祉協 八九の一 協議会南指 一四三七の六 三、三二
 議会 居宅介護支援事業所

介護予防防事業者
 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地
 名称 介護予防防事業所の所在地
 事業の種類 廃止年月日

有限会社小串 宇部市大字東 訪問看護ス 宇部市南小羽 介護予 令和七、
 機械製作所 須恵三八九四 テーシヨン白 山町一丁目八 防訪問 三、三二
 の一〇 鳥 番一六号 看護

山口県告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
 山口市阿東地福上字中深山一六七六の二
- 二 指定の目的
 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(九七) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和七年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営堀越地区農業競争力強化基盤整備事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事完了の時期

令和七年一月三十日

一 事業の名称

県営堀越地区農業競争力強化基盤整備事業

二 事業の種類

暗渠排水

三 工事完了の時期

令和四年三月二十九日

(九八) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区伊陸中央第二換地区)の換地処分
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区伊陸中央第二換地区の換地処分を次
のとおり行いました。

令和七年五月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 換地処分の年月日
令和七年四月二十三日
- 二 換地処分の内容
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区伊陸中央第二換地区)換地計画書に記載さ
れた換地計画のとおり



山口県公安委員会告示第十七号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第
一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和七年五月二十日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員
- (一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備
員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十
八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七条第一項の警
備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」
という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。

令和七年七月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前九時から午
後五時三十分まで及び同月十四日(月曜日)の午前九時から午後六時二十分まで
イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。
以下同じ。)

令和七年七月十日(木曜日)及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後五

時三十分まで並びに同月十四日(月曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会
館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第一号に規定する業務(以下「第一号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以
下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第一号警備業務に係る
ものに限る。)に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」と
いう。)の交付を受けている者
ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)
に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を
受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和
六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二
項に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)に合格した者
オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るもの
に限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上
第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の
交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者
三 受講申込書の受付期間
令和七年六月二日(月曜日)から同月六日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したとき
は、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

五

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）
- (二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第一号警備業務従事証明書」という。）、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書
- (三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）
- 七 受講手数料
新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 講習の実施の委託
講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。
- 九 その他
この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は百十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。